

# 国民健康保険

安心して病院などにかかるよう、すべての方が医療保険に加入することとなっています。職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護受給者以外は、国民健康保険の被保険者になります。

問い合わせ

■保険税について 税務課 内線119

■資格・給付について 保険医療課 内線154



**保険税は世帯主課税です**

同一世帯内に国民健康保険加入者がいる場合は、保険税の納税義務者は加入者本人ではなく世帯主です。そのため、納税通知書などは全て世帯主あてに送付します。

## 国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40~64歳の被保険者がいる場合)	子ども・子育て支援金分
<b>所得割 A</b>	(総所得-43万円) × 8.29%	(総所得-43万円) × 2.80%	(総所得-43万円) × 2.41%	(総所得-43万円) × 0.29%
<b>均等割 B</b>	被保険者の人数 × 35,500円	被保険者の人数 × 11,900円	被保険者の人数 × 12,200円	被保険者の人数 × 1,300円
<b>18歳以上均等割 C</b>	—	—	—	100円
<b>平等割 D</b>	22,800円	7,700円	6,000円	800円
<b>合計</b>	A+B+D (最大67万円)	A+B+D (最大26万円)	A+B+D (最大17万円)	A+B+C+D (最大3万円)
<b>年税額</b>	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 + 子ども・子育て支援金分			

## 国民健康保険税の軽減・減免

### ●産前産後期間に係る国民健康保険税軽減措置

産前・産後期間(4か月または6か月)に、出産する被保険者の均等割額と所得割額が減額されます。なお、出産または出産予定の国民健康保険被保険者が対象です。

### ●減免制度

次の①から④の事項に該当する場合、減免が受けられることがあります。なお、納

※届出には母子健康手帳などの出産口もしくは出産予定日を確認できる書類、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認できる書類が必要  
※出産後の届出も可能

※総所得には譲渡所得(特別控除後)も含む

※税額は、中途加入した場合は加入月から、中途脱退した場合は(ほかの健康保険に加入、ほかの市町村へ転出など)は脱退した月の前月までの月割支払い

※子ども・子育て支援金制度は、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行に基づき全世代や企業の皆様から子ども・子育て支援金を拠出いただき、子育て世帯に対する給付の拡充に充てることで、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度です。子ども・子育て支援金は、医療保険者が医療保険制度上の保険料や介護保険料と合わせて徴収し、国へ納付するよう義務付けられているため、令和8年度から新たに保険料に加算されます。

詳細は  
子ども家庭庁  
ホームページ  
または  
町ホームページへ



## 納付方法

### ●口座振替

納付は原則、口座振替でお願いします。申請が必要のため、通帳と通帳の届出印を持って町税務課または町内の金融機関で手続きしてください。

### ●個人納付(普通徴収)

令和8年度は、年税額を1枚にまとめた全期前納の納付書が廃止となりました。一括で納付する場合は、8枚の納付書をまとめてご利用いただくか、口座振替をご利用ください。口座振替の手続きをしていない方は、7月中旬に送付する納付書で納付してください。

※65歳未満であり倒産や解雇など自ら望まない理由で離職した方は、離職日の翌日が属する年度から翌年度末までの間は、前年の総所得金額のうち給与所得を7割軽減して国民健康保険税を計算します。申請手続きには、雇用保険受給資格者証が必要です。

## ●年金からの天引き (特別徴収)

次のすべてに該当する場合は、年金から天引きされます。

- ・世帯主が国民健康保険加入者
- ・世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の公的年金受給者

- ・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と国民健康保険税の合算額が1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない方

## ●介護保険料の納付

国民健康保険に加入している40〜64歳の方は、介護保険分も医療分と一緒に納付します。65歳以上の方は、知多北部広域連合から届く納付書で納付してください。

## 国民健康保険 資格確認書などの 交付について

●マイナ保険証をお持ちでない方、マイナ保険証をお持ちの方で要配慮者として「資格確認書」をお持ち

## して「資格確認書」をお持ちの方

お手元にある「資格確認書」の有効期限である7月31日(金)までに、新たな「資格確認書」が簡易書留郵便で送付されます。新たな「資格確認書」の有効期限は、令和9年7月31日です(負担割合が載る70歳になる方と、後期高齢者医療保険制度へ移行する75歳になる方は、有効期限が異なります)。有効期限切れの「資格確認書」は、はさみを入れるなどして、ご自身で破棄してください。

## ●マイナ保険証をお持ちの方で「資格情報のお知らせ」をお持ちでない方

「資格情報のお知らせ」が送付されます。「資格情報のお知らせ」が届いた方は、マイナ保険証で医療機関などを受診してください。  
※顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情により医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」をセットでお知らせ」をセットで

提示ください。

## 【注意】マイナ保険証の方も 資格確認書の方も

国民健康保険の喪失、加入の届出は資格変更後14日以内に手続きを！  
・他の健康保険を取得した場合には、国民健康保険の資格喪失の届出が必要です。

- ・加入の届出が遅れても国民健康保険に入る資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。その間に病院などにかかった費用は、全額自己負担となる場合があります。

## 国民健康保険限度 額適用認定証等の 申請(要申請)

マイナ保険証をお持ちの方には限度額適用認定証を発行しません。

### 注意

## ●国民健康保険 限度額適用認定証とは

「愛知県国民健康保険限度額適用認定証等」を「資格確認書」とともに病院窓口で提示すると、医療機関

とで支払う金額が1か月あたりの自己負担限度額までとなります。

## ●国民健康保険限度額適用 認定証の申請が必要な方

- ・マイナ保険証をお持ちでない方
- ・90日を超える入院があり所得区分が「低Ⅱ」の方(マイナ保険証の方も申請が必要)

※毎年8月に更新が必要で、前年の所得で再判定し、適用区分の見直しをするため、8月以降の限度額適用認定証等が必要な方は8月3日(月)以降に直接問い合わせ先へ

※国民健康保険税などの滞納がある場合は、事前に電話で相談が必要

## ●申請手続きの持ち物

- ・対象者の国民健康保険「資格確認書」
- ・窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・世帯主および対象者のマイナンバーを確認できるもの、別世帯の方が手続きする場合は委任状

## マイナ保険証を使うメリットは？

### ●より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

### ●手続きなしで

## 高額医療の限度額を超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

